

土技第581号  
平成27年3月2日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県土木部土木技術管理課長

「土木工事設計変更ガイドライン」及び「土木工事一時中止ガイドライン」  
について（通知）

熊本県土木部では、土木部発注工事の設計変更及び工事一時中止の具体的な考え方や手続きに関する受発注者の共通指針として、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「土木工事一時中止ガイドライン」を策定しましたのでお知らせします。

つきましては、貴連合会の会員へもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1. 適用日 平成27年4月1日以降の施行伺いの決裁から適用します。
2. その他 県のホームページでも閲覧できます。  
[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_9997.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_9997.html)

土木技術管理課  
坂本・山本  
TEL 096-333-2490

# 土木工事設計変更ガイドライン

平成27年3月

熊本県土木部

## はじめに

土木工事は、その自然的、社会的条件が複雑かつ多様であり、また不確実なことから、設計図書に定められた条件が現地の条件と異なる場合や、予期できない特別な状態が発生する場合があります、このような場合、通常、設計図書の訂正や変更が必要となります。

熊本県では、平成14年10月に「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」を策定し、発注者及び受注者それぞれに「特記仕様書への施工条件の明示」と「チェックリストによるチェック」を義務付け、双方が事前に施工条件を確認、整理することによって、これを施工計画及び設計変更反映させることとしているところです。

また、平成24年4月には「設計図書の照査ガイドライン」を改訂し、設計図書と現場条件の不一致等があった場合等に、受注者が監督職員に提出する設計変更の基礎資料作成のための「設計図書の照査」の実施要領を具体的に示したところです。

設計変更については、「熊本県公共工事請負契約約款」(以下「契約約款」という。)をはじめ、「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)や前述の「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」及び「設計図書照査のガイドライン」により、受発注者にその手続き等を示しているところですが、建設業界との意見交換会等を通して、当初の施工条件が明確になっていない、施工段階における施工条件の変化に伴う協議への回答内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされています。

平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」(以下「改正品確法」という。)では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が新たに規定されたところです。

この「土木工事設計変更ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」、「設計図書の照査ガイドライン」及び「土木工事一時中止ガイドライン」とともに、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的として策定したものです。

# 目次

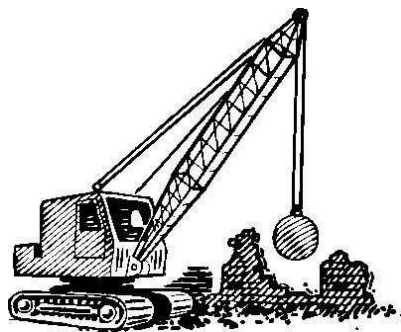
I. 策定の背景	P.4
1. 公共工事の特性	P.4
2. 改正品確法の施行	P.5
3. 本ガイドラインの位置づけと効果	P.6
4. 発注者・受注者の遵守事項	P.6
II. 設計変更フロー	P.7
III. 設計図書の照査	P.8
IV. 設計変更	P.9
1. 照査内容の確認	P.9
2. 設計変更に関する資料の作成に要する費用	P.10
3. 設計変更が不可能なケース	P.11
4. 設計変更が可能なケース	P.12
(1)契約約款第18条第1項に該当する場合	P.12
(2)設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合	P.14
(3)発注者が変更を必要と認める場合	P.16
(4)工事を一時中止する必要がある場合	P.17
5. 設計図書の訂正と変更	P.18
6. 設計変更の責任者	P.19
(1)発注者の責による訂正・変更	P.19
(2)コンサルタント等の責による訂正・変更	P.20
(3)受注者による訂正・変更	P.21
V. 工期・請負代金額の変更	P.22
VI. 関連事項	P.23
(1)指定・任意の正しい運用	P.23
(2)入札・契約時における疑義の解決	P.23
(3)参考図書	P.23

# I. 策定の背景

## 1. 公共工事の特性

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件、環境条件の下で生産されるという特殊性を有しています。

- ① 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ② 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ③ 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。



このため、多くの工事で設計変更が必要となっていますが、設計変更に関して、建設業界からは次のような意見もみられます。

### <設計成果>

- 設計と現場があっていない。現場に即した設計として欲しい。

### <発注時の条件整備>

- 関係機関との協議が整ってから発注して欲しい。

### <条件明示>

- 施工上影響がある条件については、条件を明示して欲しい。
- 施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をして欲しい。
- 変更指示後すみやかに概算額を示して欲しい。

### <照査の範囲外>

- 照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払って欲しい。

### <一時中止>

- 工事中止時の増加費用を適切に見込んで欲しい。

## 2. 改正品確法の施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月4日に公布、同日施行されました。この法律では、発注者の責務として次の事項を新たに規定しています。

### 【改正品確法】

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(一号～四号省略)

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に**適切に施工条件を明示する**とともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。**

### 【背景】

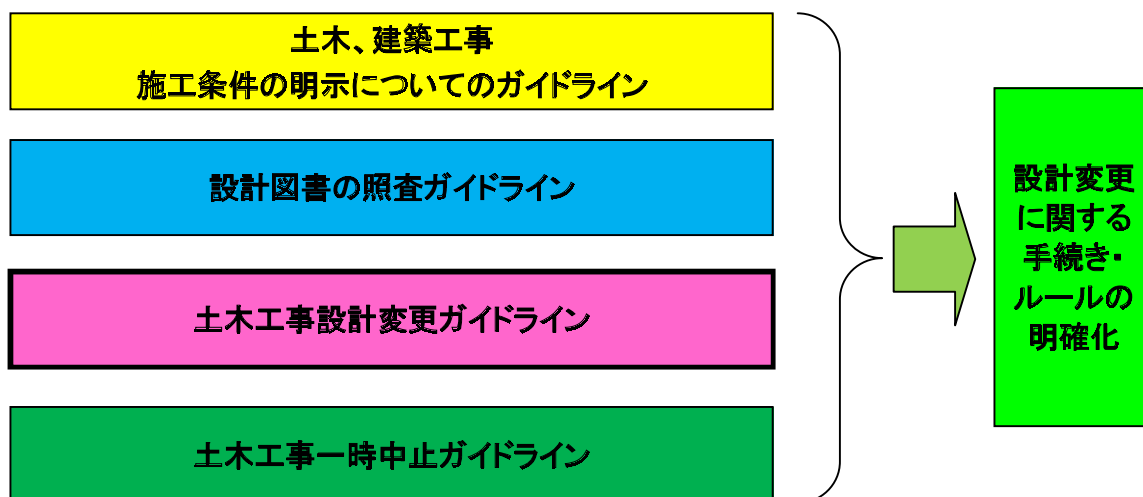
建設投資の急激な減少や受注競争の激化などから、建設業の売上高経常利益率は減少の一途をたどっており、建設業界の経営環境は厳しさを増しています。経営環境の悪化は、現場の技能労働者の処遇の悪化を招き、更には技能労働者が高齢化していくなか若年層の入職者の減少となって表れています。

一方で、東日本大震災をはじめ、災害の復興や防災・減災対策、インフラの老朽化対策などの担い手の果たす役割はますます増大しています。

改正品確法では、建設業界の疲弊を招く原因にも切り込み、現在だけでなく、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう、「担い手の育成と確保」を新たな目的に加えており、第7条第1項第5号において、発注者の責務として、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額の変更又は工期の変更」を明記しています。

### 3. 本ガイドラインの位置づけと効果

本ガイドラインは、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」、「設計図書の照査ガイドライン」、「土木工事一時中止ガイドライン」とともに、設計変更に関する手続きやルールを明確にするものです。



本ガイドラインは、「1. 公共工事の特性」で示した課題に対応し、また、「改正品確法」で求められる発注者の責務に応えるため、設計変更の手続きやルールを明確に示したものであり、次のような効果が期待されます。

- ① 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- ② 設計図書の変更手続きの円滑化
- ③ 工事目的物の品質確保
- ④ 公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保

### 4. 発注者・受注者の遵守事項

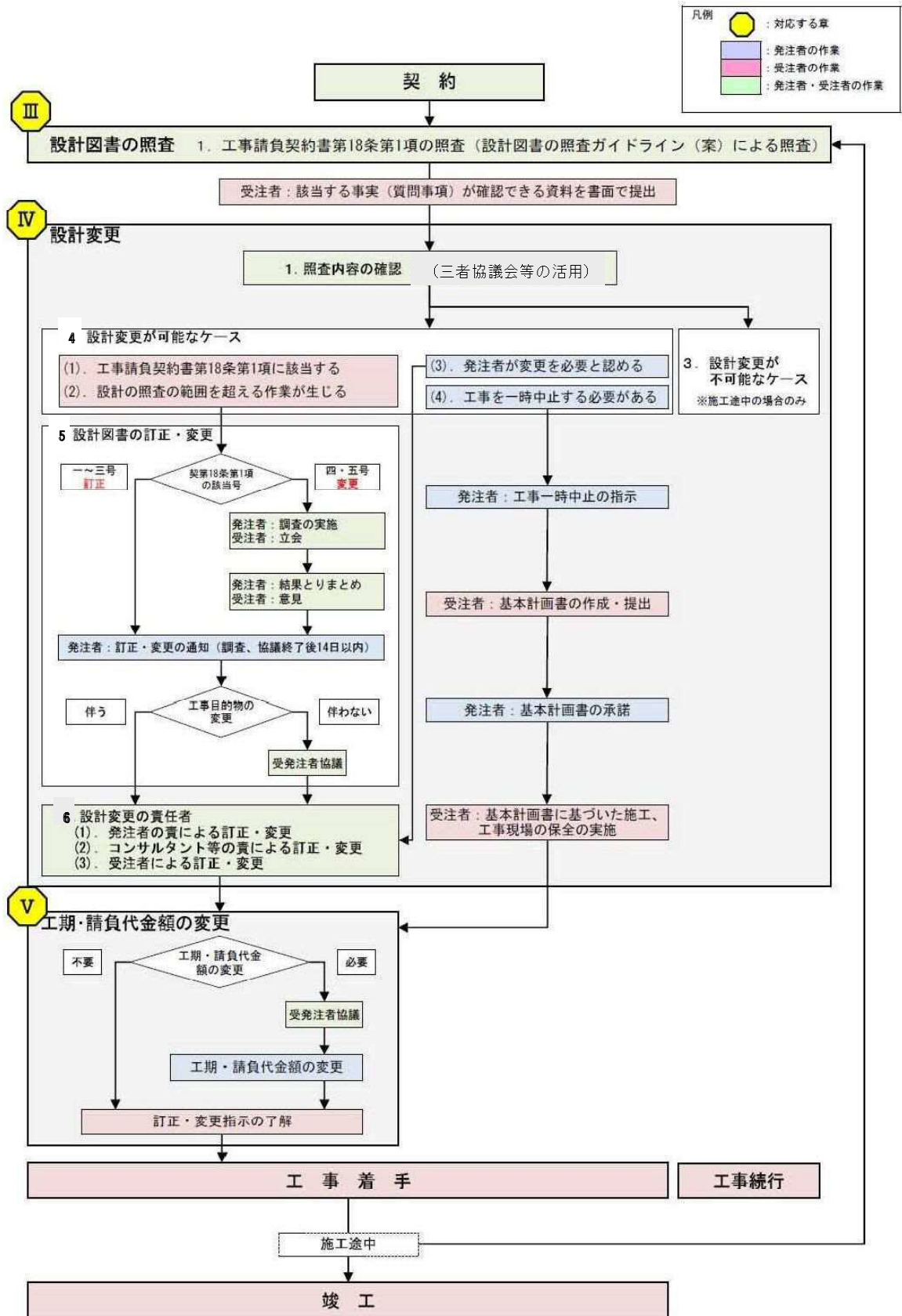
本ガイドラインの運用にあたっては、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」及び「設計図書の照査ガイドライン」に定めた事項を遵守することが前提条件です。

**発注者は**、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」に基づき、必ず工事に必要な**条件明示**をすることが必要。



**受注者は**、「設計図書の照査ガイドライン」に基づき**設計図書の照査**を実施し、着工前及び施工中の疑義を明らかにし、**協議しながら**進めることが必要。

## II. 設計変更フロー





### Ⅲ. 設計図書の照査

■ 契約約款では、設計図書の照査について次のように規定しており、受注者に設計図書の照査を義務付けています。

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

■ 共通仕様書では、契約約款第18条第1項の照査について次のように規定しており、受注者自らの負担により設計図書の照査を行うべきこと、及び、照査の結果該当する事実があった場合にその事実が確認できる資料の提出を義務付けています。

#### 1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、従わなければならない。

■ 設計図書の照査は、「設計図書の照査ガイドライン」に基づいて実施します。照査の工種としては、次のとおりです。

- |          |          |             |
|----------|----------|-------------|
| ①樋門・樋管工事 | ②築堤・護岸工事 | ③道路改良(舗装)工事 |
| ④橋梁下部工事  | ⑤橋梁上部工事  | ⑥共同溝工事      |

その他の工種については、「設計図書の照査ガイドライン」に準拠できるものがあれば、発注者と受注者間で協議して決定します。

## IV. 設計変更

### 1. 照査内容の確認

契約約款第18条第1項に基づいて受注者が実施した設計図書の照査結果を、発注者と受注者が次の方法により確認します。

#### ■三者協議会対象工事の場合

三者協議会の対象工事の場合は、工事着手前、施工途中に開催する三者協議会を活用して照査結果を確認します。

構成員は、発注者、受注者及びコンサルタントの三者  
(必要に応じて測量・地質調査業者も構成員とする)

#### ■三者協議会の対象工事でない場合

三者協議会の対象工事でない場合には、発注者と受注者間で協議を実施し、適切に照査結果を確認します。

なお、受注者の要請に基づき、三者協議会を開催することも可能です。

#### ■三者協議会等では、

- ・設計思想の確認
- ・設計図と現場の整合性の確認
- ・照査による質問及び質問への回答 を行います。

なお、三者協議会の具体的な実施方法については、

- ・「三者協議会実施要領」(平成24年4月1日)
- ・「三者協議会の手引き」(平成26年12月) を参照してください。

■三者協議会や受発注者間の協議によって、設計図書の訂正、変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正や変更を行う責任範囲を明確にしておきます。

#### *Ponit !*

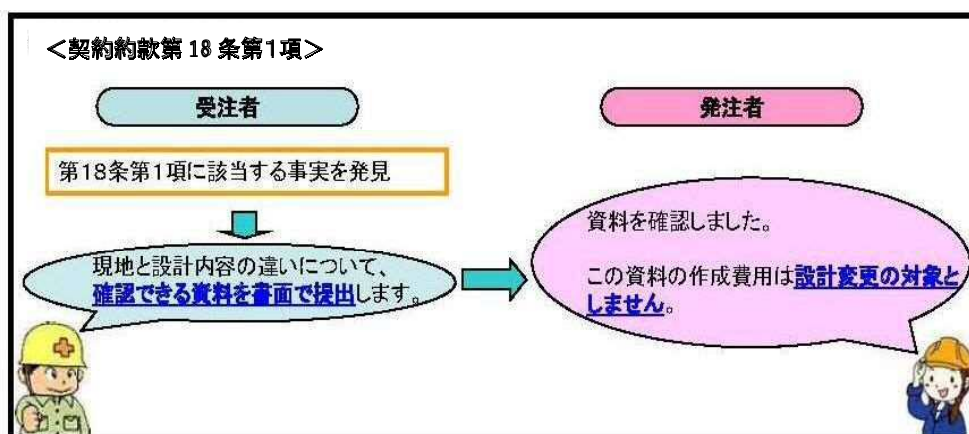
##### 【設計変更にあたっての留意点】

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して協議にあたる。
- ② 該当工事での設計変更の必要性を明確にする。
- ③ 必要な指示、協議等は書面で行う。
- ④ 変更指示は速やかに行う(手戻り工事を避ける)。
- ⑤ 変更指示のうち「重大なもの」は、指示後すみやかに設計変更契約をする(平成9年1月17日土検第838号の徹底)。
- ⑥ 任意仮設において、当初積算時の条件と現地条件に齟齬がある場合は、設計図書の訂正・変更ができる。

## 2. 設計変更に関する資料の作成に要する費用

### ■設計図書の照査に必要な資料の作成

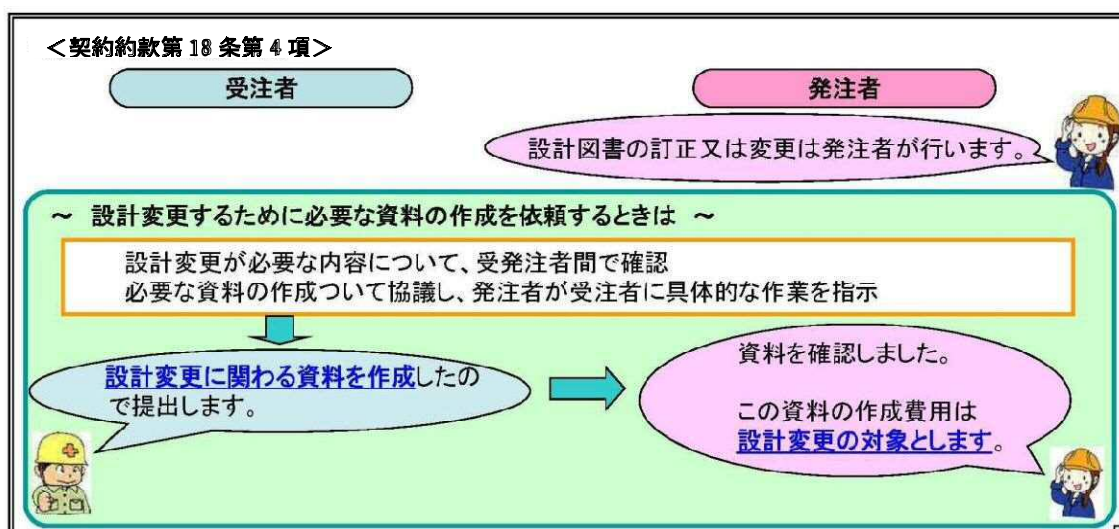
受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に要する費用については、受注者の負担であり、**契約変更の対象とはしません。**



### ■設計変更に必要な資料の作成

契約約款第18条第1項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、「契約約款」第18条第4項に基づき発注者が行うこととなりますが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- ① 設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。



### 3. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更できません。  
但し、契約約款第26条(臨機の措置)による場合は、この限りではありません。

**1. 設計図書に条件明示がない事項において、発注者と「協議」を行わずに、受注者が独断で施工した場合。**

(説明)受注者は、契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に提出し確認を求めなければなりません。

**2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合。**

(説明)発注者は契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に協議の回答をしなければなりません。しかし、協議内容によっては、各種検討や関係機関調整が必要となる場合があり、受注者の意見を聴いたうえで回答期限を延長する場合があります。そのため、受注者は、その事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが必要です。

**3. 「承諾」で施工した場合。**

(説明)承諾とは受注者が自らの都合により、施工方法等について監督職員に同意を得るものです(いわゆる施工承認)。  
設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等の場合は、契約約款第18条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきです。

**4. 契約約款及び共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-16～1-1-18)。**

(説明)発注者及び受注者は協議指示、一時中止、工期延期、請負代金の変更など、所定の手続きを行わなければなりません。

**5. 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合。**

(説明)受発注者は書面により指示・協議を行わなければなりません。

**6. 任意仮設において、施工方法を変更する場合(但し、現地条件に齟齬がある場合を除く)**

(説明)工事目的物を完成するための一切の手段は受注者の責任で処理しなければならず、元々、任意としている工法の変更は設計変更の対象とはなりません。

## 4. 設計変更が可能なケース

次のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

- (1) 契約約款第 18 条第 1 項に該当する場合
- (2) 設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合
- (3) 発注者が変更を必要と認める場合
- (4) 工事を一時中止する必要がある場合

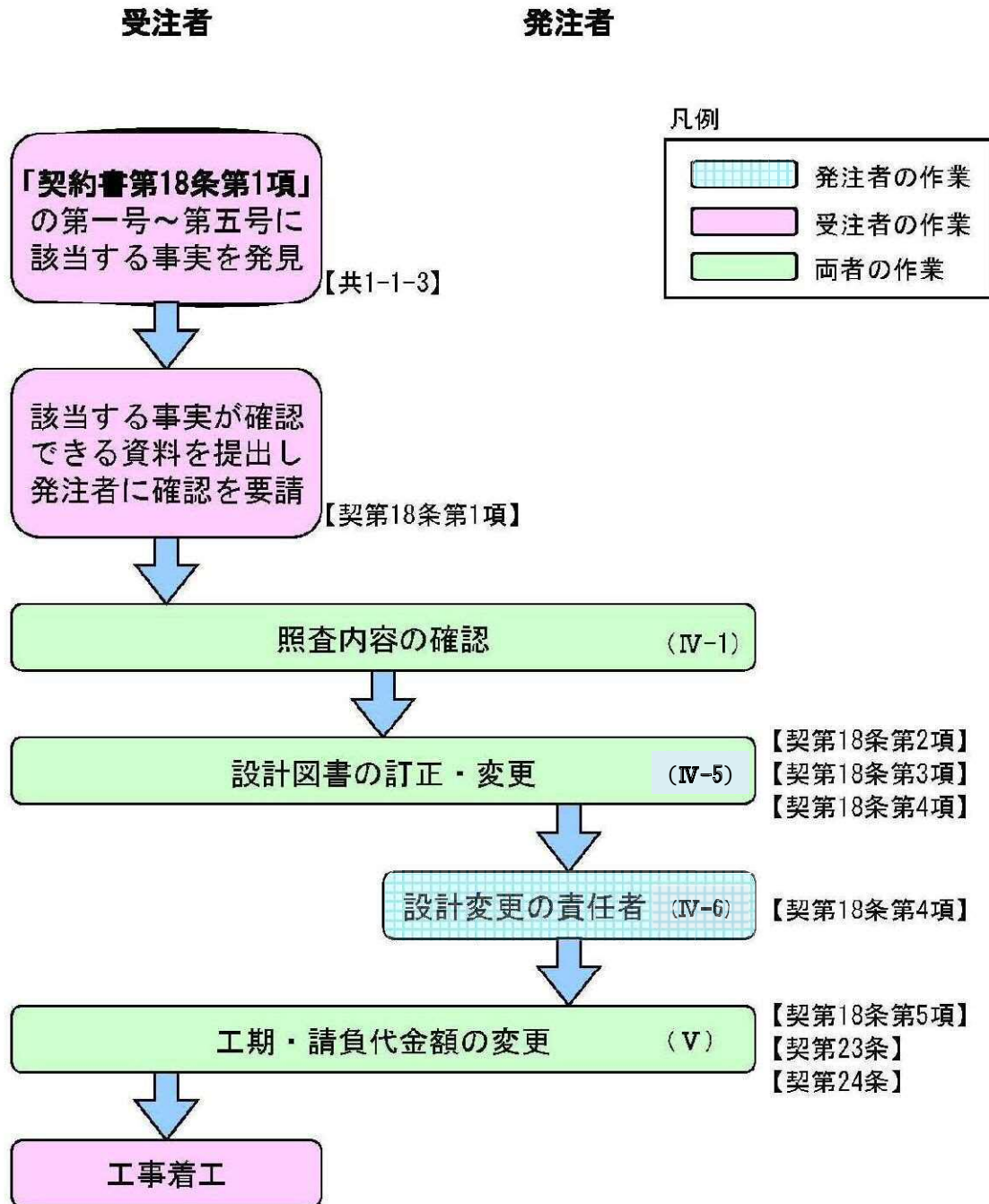
上記の各ケースの具体例と変更手続きのフローを次に示します。

### (1) 契約約款第 18 条第 1 項に該当する場合

「契約約款第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号に該当する」具体的事例を以下に示します。

- 契約約款第 18 条第 1 項第 1 号(図面、仕様書等の不一致)関係
  - ・設計書と図面で相互に材料の規格が一致しない場合。
- 契約約款第 18 条第 1 項第 2 号(設計図書の誤謬又は脱漏)関係
  - ・条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
  - ・条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
  - ・条件明示する必要があるにもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない場合。
- 契約約款第 18 条第 1 項第 3 号(設計図書の表示内容が不明確)関係
  - ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
  - ・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合。
  - ・使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合。
- 契約約款第 18 条第 1 項第 4 号(設計図書と現場の施工条件の不一致)関係
  - ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合。
  - ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。
  - ・設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
  - ・設計図書に明示された交通誘導員の人数等が交通管理者との協議により示された人数と一致しない場合。
- 契約約款第 18 条第 1 項第 5 号(予期できない特別な状態が生じた)関係
  - ・当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合。
  - ・当初設計では想定し得なかった転石が確認された場合。
  - ・当初設計では予期し得なかった騒音規制や交通規制が必要となった場合。
  - ・当初設計では予想し得なかった埋蔵文化財が確認された場合。
  - ・当初設計では予想し得なかった住民反対運動が発生した場合。

## 工事請負契約書第18条第1項に該当する場合のフロー図

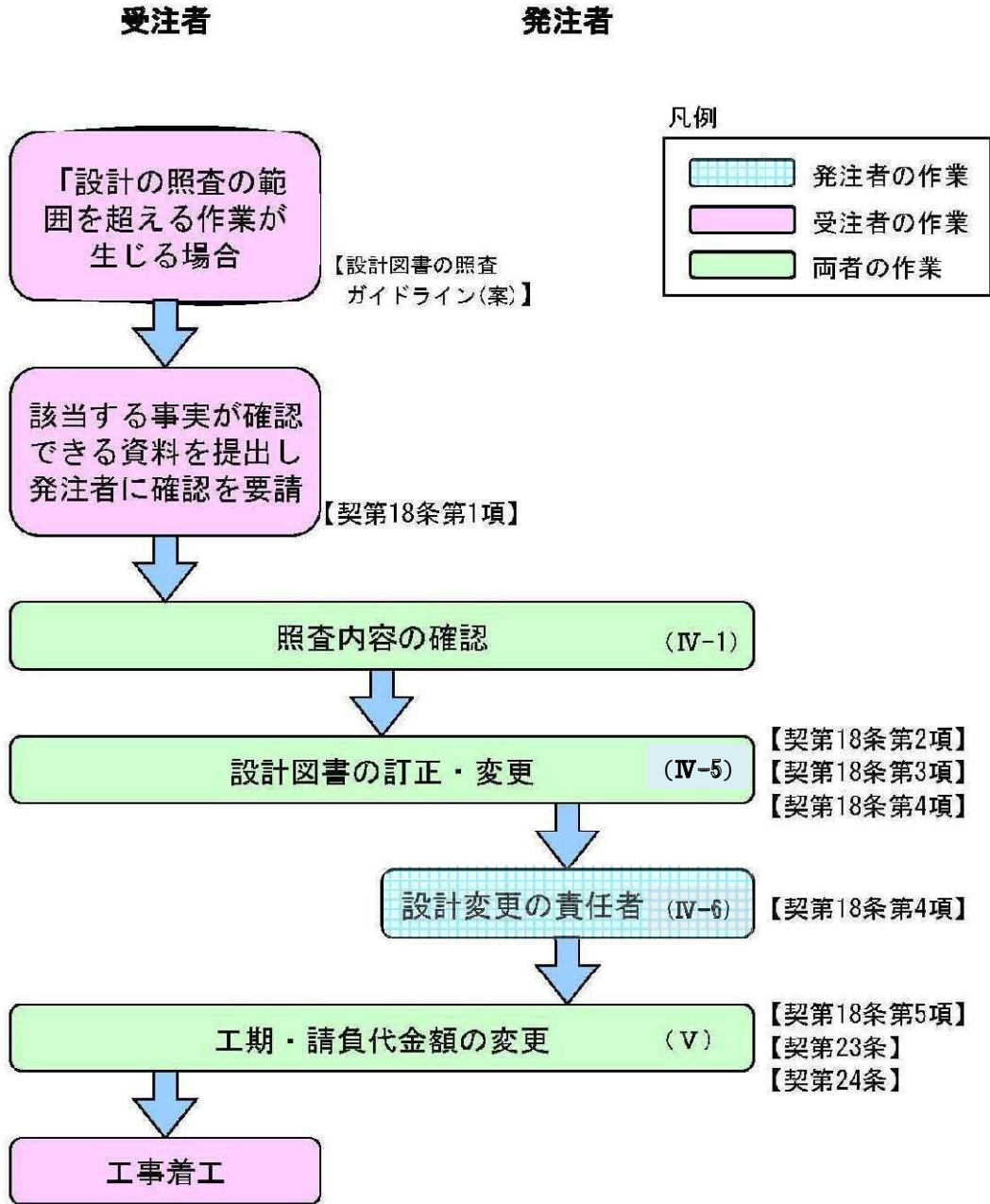


## (2) 設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合

「設計図書の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示します。

- ・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ・構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ・構造物の載荷高さの変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ・現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが、標準設計で修正可能なもの。
- ・構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ・「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
- ・構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ・設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ・舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書で示された縦横断面図の修正を行う場合とする。)

## 設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図



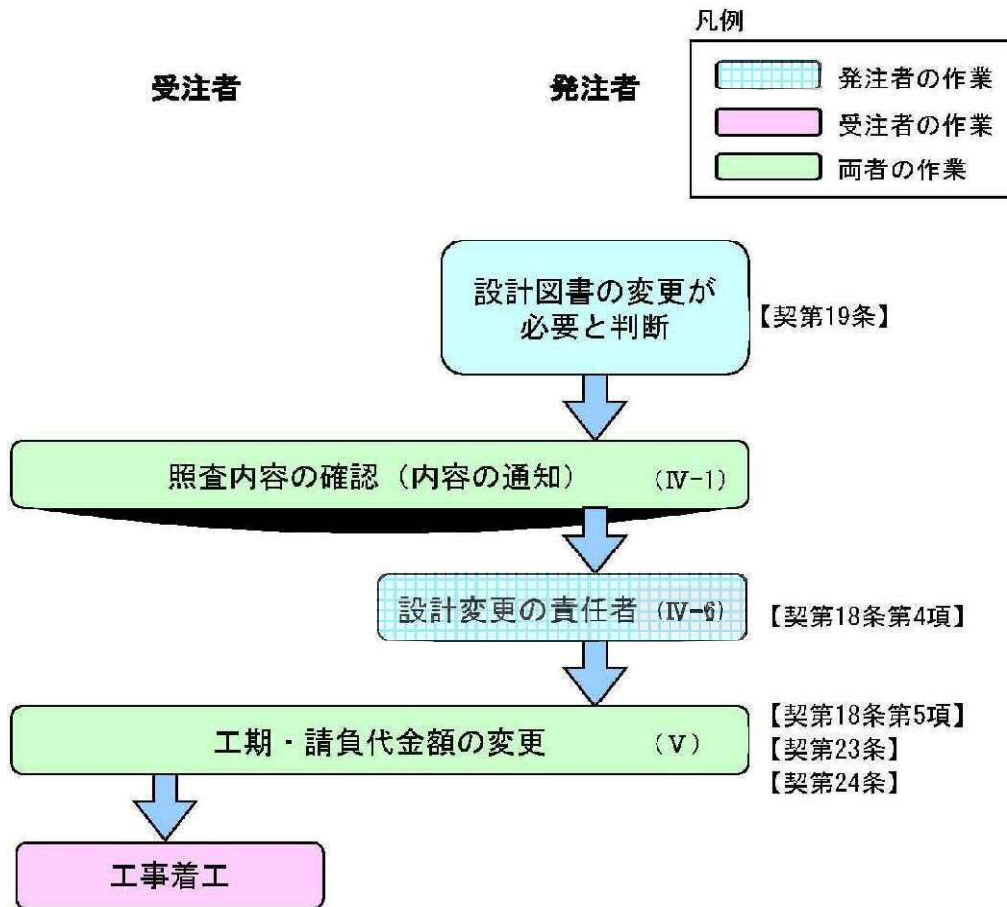


### (3)発注者が変更を必要と認める場合

契約約款第 19 条に基づき、発注者が工事の施工前、施工途中に必要と認めるとき、変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる場合の具体例を以下に示します。

- ・地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する場合。
- ・同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ・警察・河川・鉄道等の管理者、電力、ガス等の事業者、消防署等との協議より、施工内容の変更、工事の追加をする場合。
- ・当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ・使用材料を変更する場合。
- ・関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。

発注者が変更を必要と認める場合のフロー図

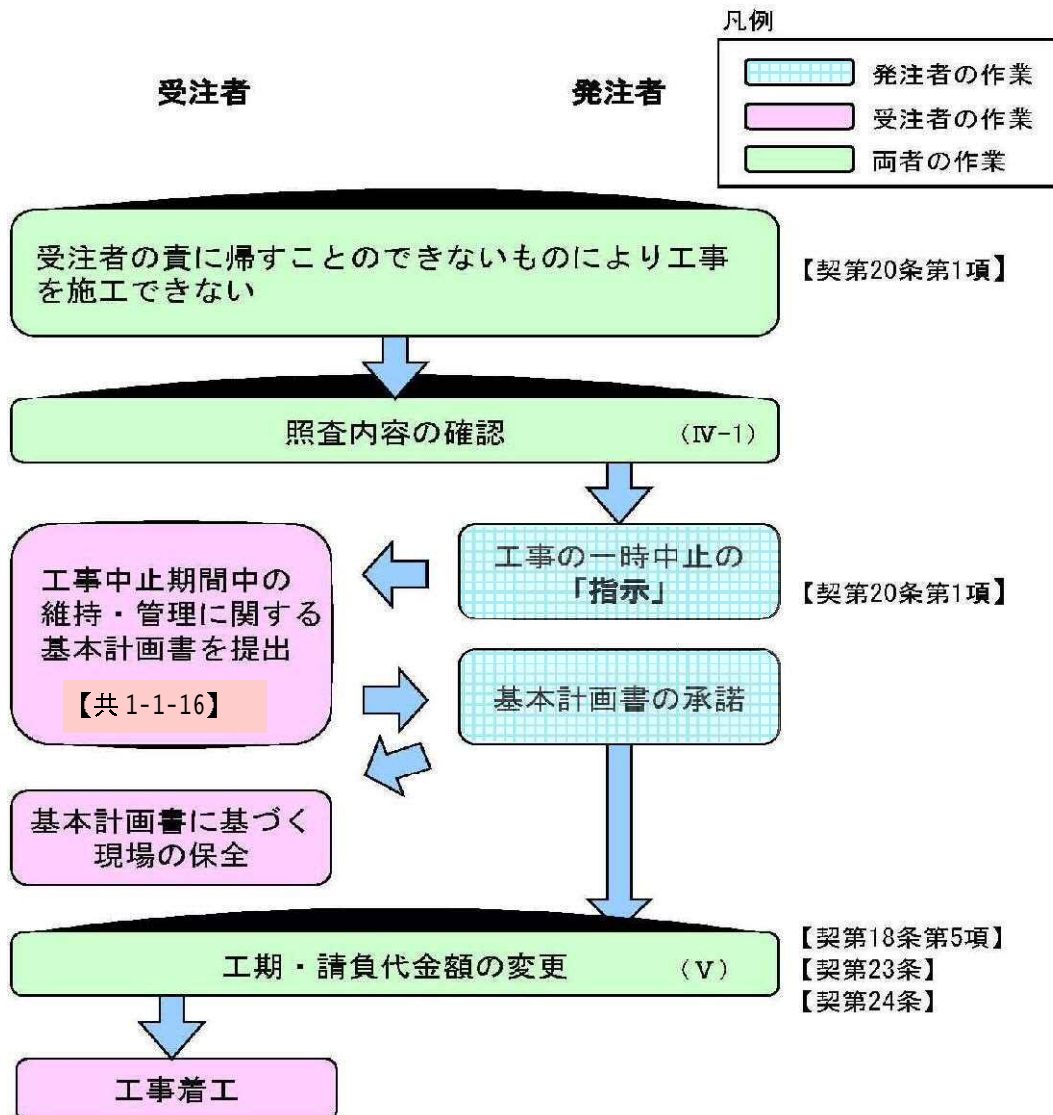


**(4) 工事を一時中止する必要がある場合**

契約約款第20条の規定により、発注者が受注者の責に帰することができないものにより、工事を施工することができないと認められる場合の具体例を以下に示します。

- ・設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ・警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ・受注者の責によらない何かのトラブル(地元調整等)が生じた場合。
- ・設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- ・予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合。
- ・工事用地等の確保が行われていない場合。

**工事を一時中止する必要がある場合のフロー図**



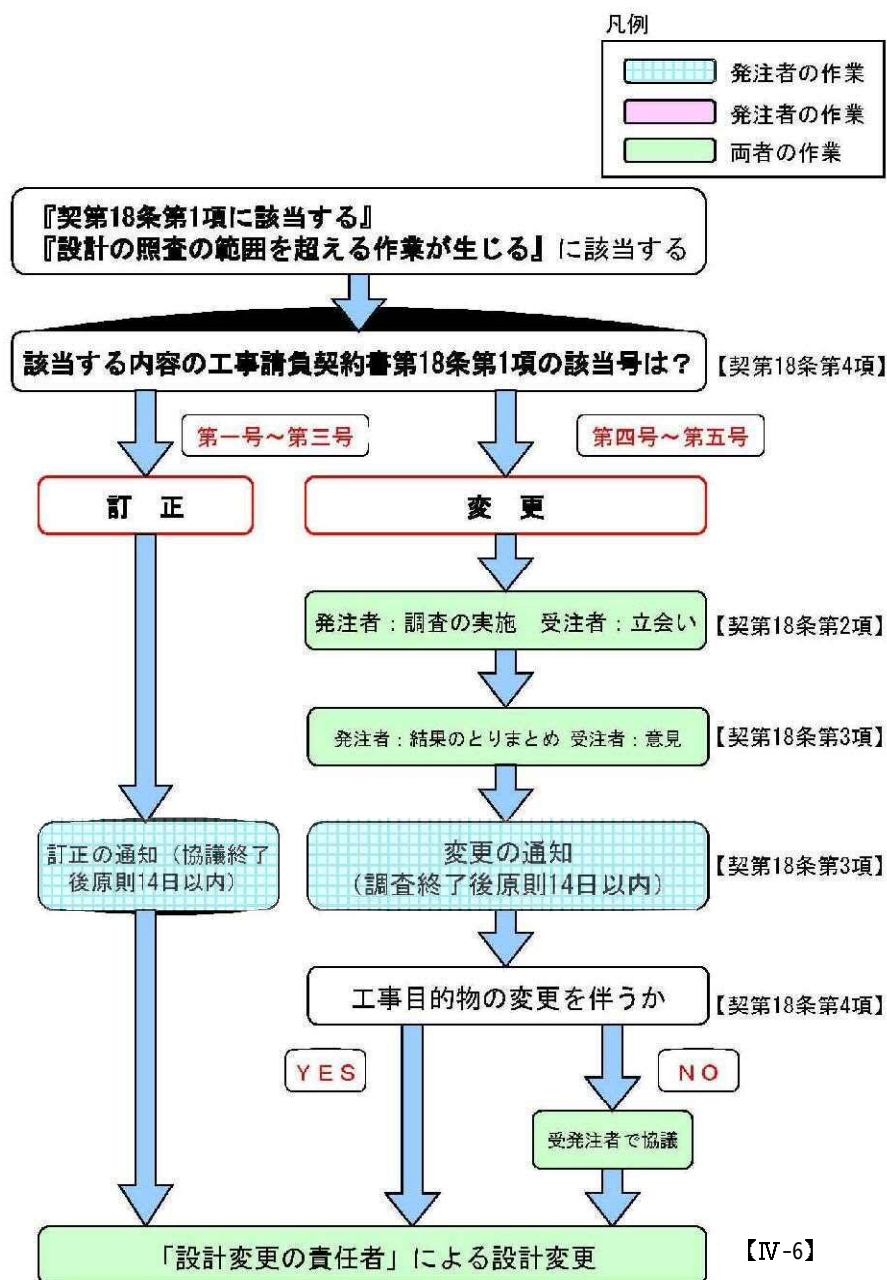
## 5. 設計図書の訂正と変更

「契約約款第18条第1項に該当する場合」及び「設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合」は、「契約約款第18条第4項」に基づいて、設計図書の訂正か変更かを確定します。

### 契約約款第18条第4項

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う**。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの **発注者が行う**。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者が**協議して発注者が行う**。

設計図書の訂正・変更フロー図



## 6. 設計変更の責任者

設計図書の訂正・変更は、「契約約款第18条第4項」の規定により、発注者が行わなければなりません。

しかし、これとは別に、設計成果のかし担保による設計図書の訂正・変更や、やむを得ず受注者が設計図面等の作成を行う場合も含めて、責任者を明確にしておく必要があります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発注者の責による訂正・変更</li> <li>(2) コンサルタント等の責による訂正・変更</li> <li>(3) 受注者による訂正・変更</li> </ul> |
|--|

### (1) 発注者の責による訂正・変更

#### ① 条件変更に伴う場合

「契約約款第18条第1項(条件変更等)」に該当する変更の場合は、受注者から提出される確認資料を活用し、発注者が作成することが基本となります。

なお、受注者から提出される確認資料には、現地地形図、設計書との対比図、取り合い図、施工図等を含みます。

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する。	【施工前、施工途中】 ・確認資料を作成する。
変更数量計算書	【施工前】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する。 【施工途中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する。	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成する。

#### ② 新たな構造計算等が必要となった場合

新たな構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注して変更図面等を作成します。

簡易な設計業務は自ら若しくは現場技術業務委託により変更図面等を作成します。受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果等の資料を発注者に提出します。

【施工前、施工途中共通】

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	① コンサルタント等へ業務を発注する(高度な設計の場合)。 ② 自ら若しくは現場技術業務委託者へ詳細設計の指示(簡易な設計の場合)。	・必要に応じて土質資料、試験結果を提出する。
変更数量計算書	① コンサルタント等へ業務を発注する(高度な設計の場合)。 ② 自ら若しくは現場技術業務委託者へ詳細設計の指示(簡易な設計の場合)。	—

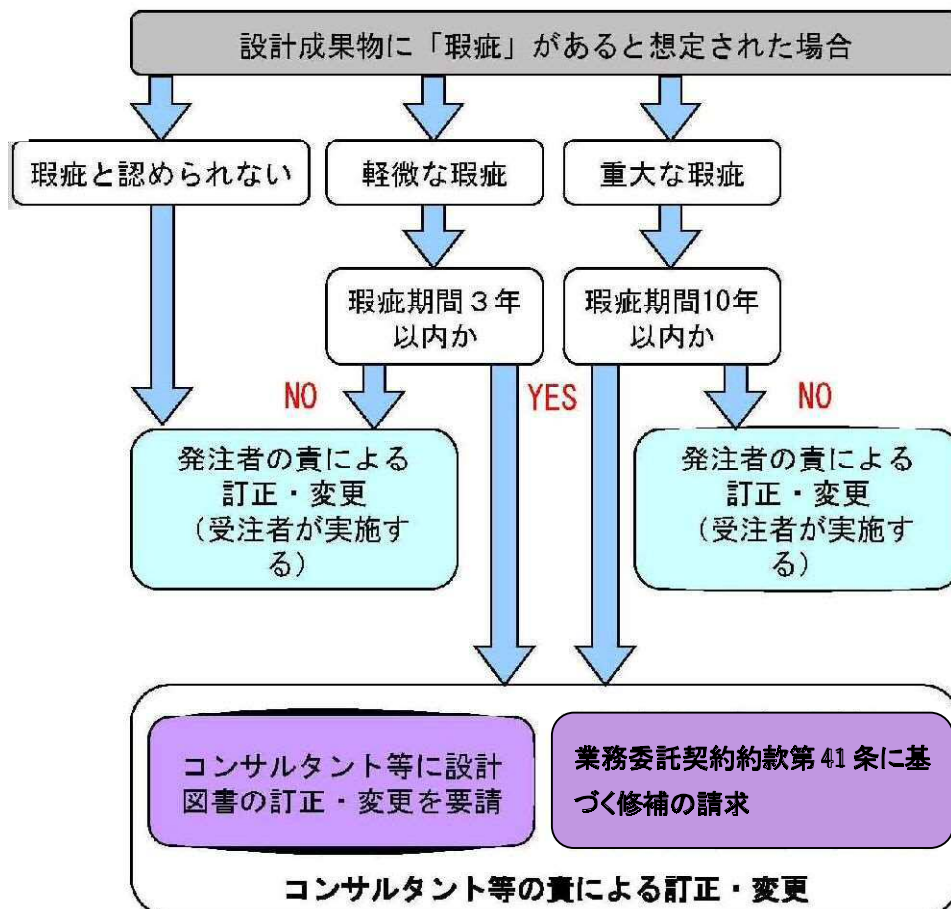
## (2) コンサルタント等の責による訂正・変更

設計成果物に「瑕疵」がある場合、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款第41条（瑕疵担保）」に示すとおり、設計、測量、調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「瑕疵」の修補を請求することができます。

【施工前、施工途中共通】

	コンサルタント及び発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが図面等の修補を行う。</li> <li>・発注者は、コンサルタントの修補図面を変更図面とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認資料を提出する。</li> </ul>
変更数量計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが数量計算書の修補を行う。</li> <li>・発注者は、コンサルタントの修補数量計算書を変更数量計算書とする。</li> </ul>	—

### 「瑕疵」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図



### (3)受注者による訂正・変更

発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合でかし担保期限(軽微な瑕疵3年、重大な瑕疵10年)を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければなりません。

但し、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者(受注者)が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の変更設計に計上することとします。

#### 【施工前、施工途中共通】

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	・受注者から提出された確認資料に基づき、 受注者へ変更設計図面の作成を指示する。	①確認資料を提出する。 ②発注者からの指示により、 変更設計図面を作成する。
変更数量計算書	・受注者へ変更数量計算書の作成を指示する。	①発注者からの指示により、 変更数量計算書を作成する。

## V. 工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、「契約約款第23条、24条」に基づき、工期、請負代金額の変更、又は損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者が協議して定めます。

### ■工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、「土木工事共通仕様書1-1-18」より、受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定めなければなりません。

### ■請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければなりません。  
必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- ①手戻り費用
- ②不要となった材料の売却損、労務費の帰郷費用
- ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- ④不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の填補などのことです。

なお、発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定めます。

## VI. 関連事項

### (1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

#### 【基本事項】

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③但し、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

上記を踏まえ、下記事項に留意する必要があります。

#### 【留意事項】

- ①発注においては、仮設、施工方法の指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ②発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をすることが必要。
  - ※任意における次のような対応は不適切
    - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
    - ・標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
    - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



但し、任意であっても設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合は、設計変更が可能。

### (2) 入札・契約時における疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により入札前の段階で解決しておくことがスムーズな設計変更につながるようになります。

入札参加者は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合、仕様書、図面、契約書の案等について疑義があるときは、関係職員へ説明を求められますので、事前に確認しておくことが大事です。 (熊本県競争入札契約心得第4条参照)

### (3) 参考図書

設計変更の具体事例については、下記の図書を業務の参考としてください。

「よくわかる公共土木工事の設計変更—基礎と事例」

国土交通省大臣官房技術調査課(監修)、建設物価調査会(発行)



# 土木工事一時中止ガイドライン

平成27年3月

熊本県土木部

## はじめに

土木工事は、その自然的、社会的条件が複雑かつ多様であり、また不確実なことから、設計の見直しが必要となる場合や自然災害による工事現場の変動などにより工事を続行できない場合があり、このような場合、発注者は工事の一時中止をしなければなりません。

設計変更や工事の一時中止については、「熊本県公共工事請負契約約款」(以下「契約約款」という。)をはじめ、「土木工事共通仕様書」、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」及び「設計図書の照査ガイドライン」により、受発注者にその手続き等を示しています。

工事が一時中止となった場合、受注者は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、これに基づいて現場を管理しなければなりません。また、発注者は、必要と認められるときは請負代金額又は工期を変更するとともに、工事中止に伴って受注者が必要とした増加費用や損害を負担しなければなりません。

しかしながら、建設業界との意見交換会等を通して、工事の一時中止に関する手続きや対応が適切でない事例があるとの指摘もなされています。

平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」(以下「改正品確法」という。)では、「担い手の育成と確保」を新たな目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が新たに規定されたところです。

この「土木工事一時中止ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」、「設計図書の照査ガイドライン」及び「土木工事設計変更ガイドライン」とともに、設計変更及び一時中止に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者の共通指針として、設計変更等を適切に実施することを目的として策定したものです。

## 目次

1. 策定の背景	P 4
(1) 工事発注の基本的な考え方	P 4
(2) 工事発注の現状	P 4
(3) 現状における課題	P 4
(4) 改正品確法の施行	P 4
(5) ガイドラインの策定	P 4
2. 基本フロー	P 5
3. 発注者の中止指示義務	P 6
4. 発注者の中止権	P 8
5. 中止の指示・通知	P 8
6. 基本計画書の作成	P 9
7. 請負代金額又は工期の変更	P 10
8. 増加費用等の考え方	P 11
(1) 本体工事施工中に中止した場合	P 11
(2) 契約後準備工着手前に中止した場合	P 15
(3) 準備工期間に中止した場合	P 16
9. 増加費用の設計書及び事務処理上の取り扱い	P 17
(参考資料)	
・ 増加費用の費目と内容	P 18
・ 工事請負代金の構成	P 21
・ 増加費用等の見積書の例	P 22

## 1. 策定の背景

### (1) 工事発注の基本的な考え方

公共工事の発注に際しては、地元との協議、工事用地の確保、占用事業者等との協議、関係機関との協議等を整えたうえで、適正な工期を確保して発注を行なうことが基本となります。

### (2) 工事発注の現状

公共工事は、前述のように受注者が円滑に施工できる環境を整えたうえで工事を発注することが原則です。

しかし、一部の工事では公共工事の発注時期の平準化など、円滑かつ効率的な事業執行を図る等の理由により、各種協議等が未了の状態であっても条件明示を行いながら、やむを得ず工事を発注する場合があります。

### (3) 現状における課題

発注者は、各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行なった工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行なわなければなりません。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていないケースも見受けられており、工事一時中止に関して、建設業界からは次のような意見もみられます。

- 現場管理費等の増加費用や配置技術者の専任への支障が生じるため、適切に工事一時中止の指示をして欲しい。
- 工事一時中止に伴う増加費用を適切に見込んで欲しい。
- 工事一時中止に伴う工期を適切に設定して欲しい。

### (4) 改正品確法の施行

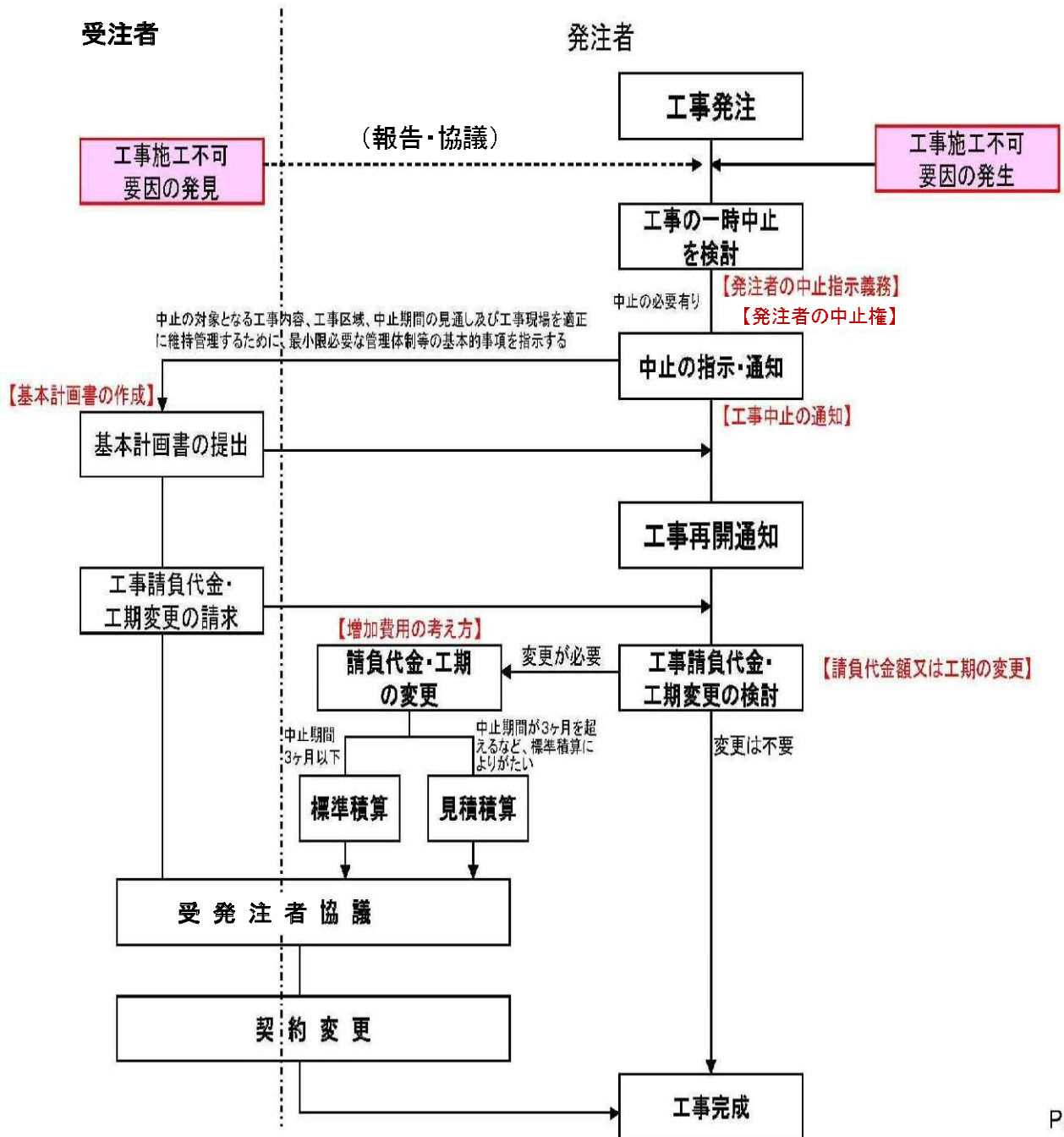
改正品確法では、建設業界の疲弊を招く原因にも切り込み、現在だけでなく、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう「担い手の育成と確保」を新たな目的に加えており、第7条第1項第5号において、発注者の責務として、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額の変更又は工期の変更」を明記しています。

### (5) ガイドラインの策定

本ガイドラインは、これらの課題や改正品確法の趣旨を踏まえて、受発注者が工事一時中止に関して、適正な対応を行なうために策定したものです。

## 2. 基本フロー

工事の一時中止に係る手続きの基本的な流れを下図に示します。



P.

### 3. 発注者の中止指示義務

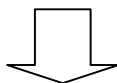
受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者は、契約約款第20条第1項の規定に基づき、工事の全部又は一部の中止を命じなければなりません。

第20条 工事用地の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、**発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。**

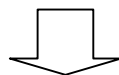
2 **発注者は、**前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時**中止させることができる。**

3 **発注者は、**前2項の規定により**工事の施工を一時中止させた場合**において、必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更し、**又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは**必要な費用を負担しなければならない。**

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者に工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となる。



このような場合に発注者が工事を中止させなければ、必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われなため、受注者がその負担を負うこととなる。



このため、**発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額、増加費用及び損害を適正に確保する必要がある。**

注)1 工事を全面的に中止している期間は、主任技術者及び監理技術者の専任を要しない

契約約款第20条第1項では、「工事を施工することができないと認められるとき」として、次の二つの事象を示しています。

- ① **工事用地等の確保ができない等のため**受注者が工事を施工できないと認められるとき。
- ② **暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象**であって受注者の責に帰すことができないものにより**工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため**受注者が工事を施工できないと認められるとき。

一時中止を指示する場合は、**「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要**です。

※「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味し、発注者または受注者の主観によって決まるものではありません。

以下に、上記①及び②の各ケースの考え方を示します。

① **工事用地等の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合**とは

○ 発注者の義務である工事用地等の確保が行なわれない場合

(契約約款第16条関連)

○ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

(契約約款第18条関連)

などが、該当する。

② **自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合**とは

○ 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

○ 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

## 4. 発注者の中止権

発注者は、契約約款第20条第1項に規定する工事中止の指示義務以外にも、第2項の規定により、「必要があると認めるとき」は、任意に工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

「**必要があると認める**」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断に属し、受注者の意思が入る余地はない。

- 18条の規定により発注者が自己の都合で設計図書を変更しようとしている場合において、工事を続行させると設計図書の変更時の工事の手戻りが大きくなると判断するときに工事を中止する場合。
- 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合などが該当する。

## 5. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、契約約款第20条第1項及び2項の規定により、工事の中止内容(中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等を含む)を受注者に通知しなければなりません。

### 工事の中止期間の基本的な考え方

工事の中止期間が確定している場合は、受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、次の点に留意して指示・通知を行う。

- 発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知することとする。
- 発注者は、施工一時中止している工事について、施工可能と認めた時に工事の再開を指示しなければならない。

「工事の中止期間」は、工事中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとする。

なお、発注者は、工事中止の指示にあたり、中止期間中の工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な維持・管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。



## 6. 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、土木工事共通仕様書1-1-6第3項に基づき、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければなりません。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとします。

### 1-1-6 工事の一時中止

(第1項、第2項省略)

3. 第1項及び第2項の場合において、**受注者は**施工を一時中止する場合は、**中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督職員を通じて**発注者に提出し、承諾を得るものとする。**

また、**受注者は**工事の再開に備え**工事現場を保全**しなければならない。

#### 【基本計画書の記載内容】

- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

※基本計画書は、後に増加費用に関する受発注者協議の基礎資料となることを念頭に作成することが必要です。

#### 【工事現場の管理責任】

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにすること。

## 7. 請負代金額又は工期の変更

契約約款第20条第3項の規定に基づき、発注者が工事の中止を指示した場合において「必要と認められる」ときは、発注者は請負代金額又は工期を変更しなければなりません。

また、同条項の規定により、工事中止に伴い受注者が増加費用を必要とし又は損害を及ぼした場合、発注者はこれを負担しなければなりません。

### 【請負代金額の変更】

- 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。
- 中止がごく短期間である場合や、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外な場合を除き、請負代金額の変更を行う。
- 請負代金額の変更は、設計図書の変更(工事目的物の変更、施工方法等の変更指定等)や設計図書が前提としている事項の著しい変化によるものが対象。

### 【工期の変更】

- 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。
- 中止がごく短期間である場合や、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外な場合を除き、工期の変更を行う。
- 工期の変更(延長)期間は、原則として、工事を中止した期間とする。
- 地震、災害等の場合は、中止期間よりもその後の取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要する期間を含めて工期延期することも可能である。

### 【増加費用又は損害の負担】

- 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- 「増加費用」には、工事現場の維持に要する費用(借地料、保安経費等)、労務者や機械器具等を保持するための費用(中止期間も最低限必要となる労務者の賃金、現場に備え置く必要のある機械器具の損料、リース料等)などが考えられる。
- 「損害」には、現場の施工体制から維持体制に縮小するための費用(機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用、保管のきかない工事材料の売却損等)、再開準備費用(機械器具の再投入、労務者又は技術者の転入に要する費用等)などが考えられる。
- 負担すべき費用については、契約約款第24条第3項に基づき、発注者と受注者が協議して定める。

※便宜上、増加費用と損害は区別せず、「増加費用等」として扱うものとする。

## 8. 増加費用等の考え方

### (1) 本工事施工中に中止した場合

#### (ア) 増加費用等の適用とその範囲

増加費用等は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う中止期間中の増加費用等について受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用等として積算する範囲は、次に示す費用とします。

- ① 工事現場の維持に要する費用
- ② 工事体制の縮小に要する費用
- ③ 工事の再開準備に要する費用

#### 【工事現場の維持に要する費用】

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術者を保持するために必要とされる費用等
- 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

#### 【工事体制の縮小に要する費用】

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術者の配置転換に要する費用等

#### 【工事の再開準備に要する費用】

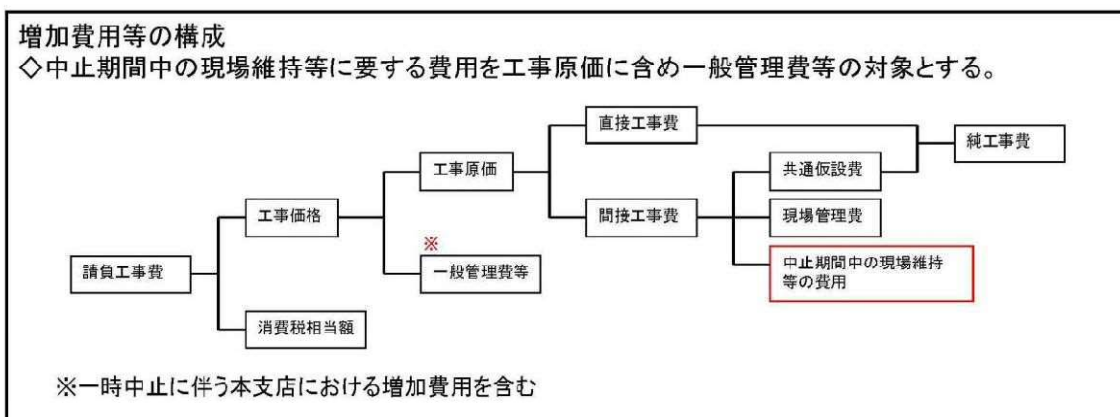
- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術者の転入に要する費用。

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事を指します。

(イ) 増加費用等の算定

増加費用等の算定は、受注者が**基本計画書に従って実施した結果**、中止期間中に必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づいて、費用の必要性・数量などを**発注者と受注者が協議**して行ないます。

※再開以降の工事に係る費用は対象外(請負代金額の変更＝設計変更で対応)。  
 ※一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は対象外(請負代金額の変更＝設計変更で対応)。



標準積算により「**中止期間中の現場維持等の費用**」として積算する内容は、次に掲げる「**積上げ項目**」及び「**率で計上する項目**」です。

【積上げ項目】

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
  - 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材料等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
  - 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止における項目で現場維持等に要する費用

【率で計上する項目】

- ◇運搬費の増加費用
  - 現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
  - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
  - 工事現場の維持に関する費用(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫保安管理に要する費用)
- ◇役務費の増加費用
  - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
  - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
  - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給与手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用しますが、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用できません。(※経常的な工事とは、定期的あるいは一定の間隔や頻度で行う工事を指します。)  
 ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積もりによる積上げ積算となります。

(ウ) 増加費用等の積算

増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後に発生した費用を対象として、次により算定することとします。

- ① 中止期間が3ヶ月以下の場合は、標準積算により算定する。
- ② 中止期間が3ヶ月を超える場合及び道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用等に係る見積もりを求め、発注者と受注者が協議し、増加費用等を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時の検証結果から「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積もりを求める場合、中止期間全体にかかる見積もり(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積もり)を徴収する。

標準積算による場合は、以下の算定式により算定します。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

$$G = dg \times J + a$$

$$dg = A \left\{ \left( \frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left( \frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

- G : 中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000 円未満切り捨て)  
dg : 一時中止に係る現場経費率(単位% 少数第4位四捨五入3位止め)  
J : 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位円 1,000 円未満切り捨て)  
a : 積上げ費用(単位円 1,000 円未満切り捨て)  
N : 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数  
R : 公共工事設計労務単価(一般土木世話役)  
A = B・a・b : 各工種毎に決まる係数(別表-1)

増加費用等の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後に発生したものを対象とします。

施工着手前における増加費用等に関する発注者・受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行なうとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行なうことが必要です。

別表-1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等の影響有）山間僻地 離島	市街地（D I D地区・準ずる地区）				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）  
地方部（一般交通等の影響有）、山間僻地離島  
市街地（D I D地区・準ずる地区）

## (2) 契約後準備工着手前に中止した場合

発注者は、契約後準備工に着手する前に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

※「契約後準備工着手前」とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用等の取り扱いは下記によることとします。

### ◇基本計画書の作成

- 契約約款の工事用地の確保等第16条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

### ◇増加費用等の取り扱い

- 一時中止に伴う増加費用等は計上しない。

### (3)準備工期間に中止した場合

発注者は、準備工期間に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

※ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用等の取り扱いは下記によることとします。

#### ◇基本計画書の作成

- 契受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

#### ◇増加費用等の取り扱い

- 増加費用等の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用等は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人当の現場従業員手当て)等が想定される。
- 増加費用等の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性、数量など発注者・受注者が協議して決定する。(積算は受注者から見積もりを求め行なう。)



## 9. 増加費用等の設計書及び事務処理上の取り扱い

### ◇増加費用等の設計書における取り扱い

- 増加費用等は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみなす。

### ◇増加費用等の事務処理上の取り扱い

- 増加費用等は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- 増加費用等は、受注者からの請求があった場合に負担する。
- 増加費用等の積算は、工事再開後速やかに発注者及び受注者が協議して行なう。

## 参考資料

### ■増加費用等の費目と内容

#### 増加費用等の費目と内容

増加費用等の各項目における積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増加費用等(積上げ又は率により計上)

##### イ 材料費

###### ① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

###### ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

###### ③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

##### ロ 労務費

###### ① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者との協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

###### ② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

##### ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、或いは発注者と受注者との協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

##### ニ 機械経費

###### ① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

#### ホ 運搬費

① 工事現場外へ搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認められた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

#### ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認められたものに係る準備費用

#### ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認められた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

#### チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

#### リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認められた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

#### ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借り上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されていたものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

#### ル 技術管理費

原則として、増加費用は計上しないものとする。

但し、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、発注者と受注者との協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給与手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者との協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直属又は専属下請会社が直接賃金を支払っており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者との協議により、適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借り上げに要する費用として現場管理費率の中に計上されている地代中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

## ■工事請負代金の構成

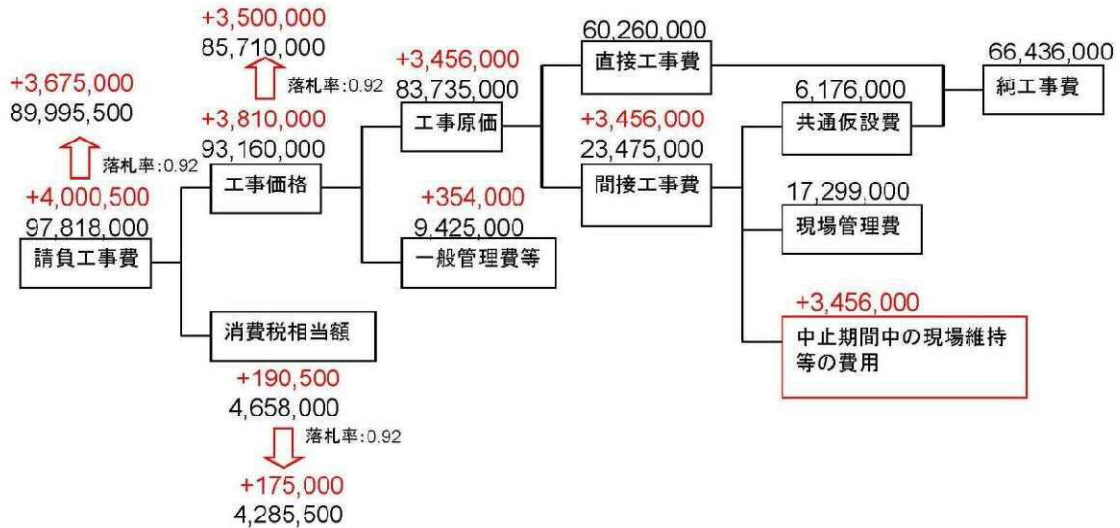
### 増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

◇落札率は、通常の変更と同様に考慮する。

◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

### (増額費用の積算例)



### 設計内訳書

工事名	○○○電線共同溝工事								
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路改良		式	1		60,260,000				
道交十工		式	1		300,510				
掘削工		式	1		200,720				
掘削(土砂)		式	1,300	154.4	200,720				

直接工事費		式	1		60,260,000				
共通仮設費		式	1		6,176,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		6,176,000				
純工事費		式	1		66,436,000				
現場管理費		式	1		17,299,000				
中止期間中の現場維持費		式	1		0				
		式	1		3,456,000	1	3,456,000		
工事原価		式	1		83,735,000				
一般管理費等		式	1		9,425,000	1	3,456,000		
工事価格		式	1		93,160,000				
消費税相当額		式	1		4,658,000				
		式	1		4,843,500	1	190,500		
工事費計		式	1		97,818,000				
		式	1		101,813,500	1	4,000,500		

変更増減額  
 工事価格=97,818,000×89,995,500/97,818,000  
 =89,210,000 (落札率考慮)

前請負代金額: 89,995,500  
 前設計額 97,818,000  
 変更増減額=89,210,000-89,995,500×105/105  
 =-3,500,000

変更請負額=3,500,000×105/105  
 =3,675,000

# ■ 増加費用等の見積書の例

## ◎ 増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり	
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事
工事場所	自) 〇〇基〇〇H〇〇 至) 〇〇基〇〇H〇〇
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 一時中止期間 自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間) (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 税抜契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624 税抜増加金額 ¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る  
証明書類の提出が必要

例えば)

### (1) 現場代理人等の給料について

- ① 当該現場での作業内容
- ② 給与等の内訳書
- ③ 給与明細等の資料

### (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ① 経費別支払調書
- ② 事務用品の証明書類の提出
- ③ 経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる  
(例では、全て確認が出来れば、  
3,456,785円が増加費用となる)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり						
工事名	規格	単位	数量	単価	金額	概要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	906,509	2,179,273	
監理技術者		月	1.3	704,305	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,499	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		111,835	
・現場事務所費		式	1		103,032	
合計					3,456,785	

## ◎ 増加費用の見積もり根拠資料例

### (1) 現場代理人等給料について【資料1】

#### ① 当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
〇年	1	金	工事の一次中止指示
〇月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

〇〇〇株式会社 〇〇支店

### ② 給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。  
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

#### 【現場代理人 〇〇〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

#### 【監理技術者 〇〇〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

現場着手の日処  
が立ったことから、  
〇月に変更基本  
計画書を提出し、  
監理技術者を専  
任に変更した

### ③ 給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	生年月日	給与所得	源泉徴収額
〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分)

				税抜き金額	
項目	細別	支払先	金額	備考	
事務用品費					
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000		
通信交通費					
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300		
現場事務所					
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000		
合計			101,300		

②事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032